

富 士 川 町

官製談合再発防止に係る第三者委員会報告書

令和4年 7月22日

富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会

目 次

はじめに	・・・ 1 頁
1. 富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会	・・・ 2 ～ 4 頁
◆組織構成	
◆開催状況	
◆富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会設置条例	
2. 本件事案の概要	・・・ 5 ～ 11 頁
◆事件に至る経緯や背景	
◆便宜供与を行った 2018 年 2 月以降の総合建築設計事務所の受注状況	
◆富士川町の契約及び競争入札制度の現状	
○一般競争入札	
○指名競争入札	
○指名選考委員会	
○随意契約	
○過去 5 年間の契約及び競争入札の内訳	
3. 発生事件の原因及び入札制度等の問題点	・・・ 12 ～ 14 頁
(1) 発生事件の原因	
(2) 入札制度等の問題点	
(3) 入札制度等のチェック体制の現状と課題	
4. 本件事案の発生後の富士川町の取組み	・・・ 15 ～ 16 頁
◆入札制度等あり方検討会	
◆職員研修	
◆町内建設業者 4 業種（土木・建築・電気・水道）代表者との意見交換会	
◆暫定的な措置としての入札制度について	
5. 再発防止策の提言	・・・ 17 ～ 19 頁
(1) 入札の基準の変更	
(2) 電子入札制度	
(3) 総合評価方式	
(4) 入札監視等の強化	
(5) 意識改革及びコンプライアンス研修の実施	
(6) 公益通報者の相談窓口の設置及び公益通報者保護制度の創設	
(7) 防止策の戦略計画の策定と公表	
6. その他検討課題	・・・ 19 頁
(1) 補助金制度の改革と現行制度を踏まえた対応策	
(2) 前町長への訴訟の検討	
おわりに	・・・ 20 頁

はじめに

令和3年11月17日、当時の富士川町長 志村 学 が、町発注の「農業体験宿泊施設建設工事設計業務」に関する指名競争入札で、官製談合防止法違反の疑いで逮捕される事件が発生した。

さらに、12月7日には、「学校給食センター実施設計業務」の指名競争入札に関する官製談合防止法違反の疑い及び設計業務に便宜を図る見返りに、300万円の賄賂を受け取ったとして、加重収賄の容疑で再逮捕された。また、同日「道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務」における指名競争入札に関する官製談合防止法違反の疑いで追送検された。

今般の事件では、町のトップが逮捕されるという前代未聞の事態となり、富士川町の入札制度だけでなく、行政に対する町民の信頼を大きく損ねたものとなった。

こうしたことから、町ではこの事態を極めて深刻に受け止め、発生に至った経緯や課題の抽出、再発を防止するための対策を、町幹部職員で組織する「富士川町入札制度等あり方検討会」を立ち上げ、入札制度等改革報告書を作成した。

また、令和4年1月17日、新たに就任した 望月利樹 町長は、さらに町民に対する信頼回復や入札制度に対する透明性、公平性を図るため、有識者による官製談合再発防止に係る第三者委員会を設置することとした。

本委員会では、本件事案の実態把握の調査や検証を行い、問題点を洗い出すなど、再発防止に向けた提言をすることとした。

1. 富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会

◆組織構成

委員長 江藤俊昭（学識経験者）大正大学教授

委員 土橋 順（弁護士）土橋法律特許事務所

委員 若尾和成（税理士、行政書士）若尾会計事務所

◆開催状況

令和4年2月10日（木）午前9時30分～ 本庁舎1階会議室

協議内容

事件の事実関係及び実態把握について

現状の入札制度等について

幹部職員がまとめた入札制度等改革報告書について

令和4年3月17日（木）午後3時～ 本庁舎議員控室

協議事項

事件の事実関係の再確認について

現在の入札制度の課題の抽出、改善点について

新たな入札制度の意見交換について

令和4年4月6日（水）午前10時～ 道の駅富士川水防対策室

協議事項

これまでの意見等のまとめについて

再発防止に係る答申書（案）について

令和4年5月19日（木）午前10時～ 本庁舎2階会議室

協議事項

答申書（案）の確認について

その他について

令和4年6月9日（木）午前10時～ 本庁舎1階会議室

協議事項

答申書（案）の確認について

その他について

◆富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会設置条例

富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会設置条例

令和4年1月31日制定

(設置)

第1条 本町において発生した入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)に抵触する事案(以下「本町事案」という。)に関し、その再発を防止するため、富士川町官製談合再発防止に係る第三者委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長に答申する。

- (1) 本町事案の事実関係その他の実態把握に関すること。
- (2) 本町事案の再発防止に係る具体的方策に関すること。
- (3) その他、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による答申の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の全員が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて町長に報告する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、管財課において所管する。

(その他)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年富士川町条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審査会委員の項の次に次の項を加える。

官製談合再発防止に係る第三者委員会委員	1 回	10,000 円
---------------------	-----	----------

2. 本件事案の概要

◆事件に至る経緯や背景

今回の事件は、前富士川町長 志村 学（以下「前町長」という。）が、大型公共工事7大事業を打ち出したため、総合建築設計事務所所長 小林 一（以下「小林所長」という。）が、大型事業に参入したいと考えたことから、2018年2月頃に飲食接待の場を設け、前町長に近づいたことに端を発し、小林所長は、2018年4月の富士川町長選挙において、相手候補の誹謗中傷ビラを作成し、配布するなどした、裏選対活動を展開し選挙協力を行った。

●学校給食センター

2018年7月に発注した「富士川町学校給食センター実施設計業務委託」の指名競争入札では、業務を受注したいと考えた小林所長は、知人を介して前町長に指名業者のリストを渡し、自社が有利になるよう働きかけた。前町長は、選挙協力を恩義に感じ、既に富士川町建設工事等請負業者指名選考委員会（以下「指名選考委員会」という。）で選考した参加業者1者の入れ替えを管財課長へ指示し、小林所長の設計事務所が受注しやすくなるよう画策をした。また、その後、小林所長へ予定価格を伝えた。

小林所長は、本業務を受注ができたことから、同年7月29日小林所長の事務所に於いて、謝礼100万円を前町長に手渡した。

●新庁舎

2019年3月に発注した「富士川町新庁舎建設基本設計業務委託」のプロポーザルでは、飲食接待の場を設け、自社が有利な評価基準になるよう働きかけたが、評価基準等の事務が進捗していることを理由に断られている。

2020年4月には、受注していた「富士川町学校給食センター施工監理業務委託」の委託料が入金されたため、小林所長は同年4月25日に、今後も便宜を図ってもらうため、封筒に入れた100万円を前町長へ手渡した。

●道の駅

2021年1月に発注した「道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務委託」では、受注したいと考えた小林所長は、2020年12月に指定する業者を前町長に伝え、前町長はそれをメモに書き写し、産業振興課長に渡して指名をするよう指示した。産業振興課長は、指示された指名業者を指名選考委員会に提出し、指名選考委員会はこれを決定した。また、その後、2021年1月に、前町長は予定価格を小林所長に伝え、小林所長の事務所はその業務を受注した。

●農業体験宿泊交流施設

2021年4月に発注した「富士川町農業体験宿泊施設建設工事設計業務委託」では、前町長は「道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務委託」で指名した業者に、小林所長が指定する業者1者を加えた6者を、産業振興課長に伝え、指名業者の選定を指示した。産業振興課長は、指示された指名業者を指名選考委員会に

提出し、指名選考委員会はこれを決定した。また、予定価格を小林所長へ伝え、小林所長の事務所はその業務を受注した。

2021年6月27日小林所長は、今後も便宜を図ってもらうため、自身の事務所で100万円の入った封筒を前町長へ手渡し、前町長もその趣旨を分かっているながら受け取った。

以上が、本事件の実態調査、新聞報道、裁判などにより判明したことである。

◆便宜供与を行った 2018 年 2 月以降の総合建築設計事務所の受注状況

契約金額は税抜き

- 【2018 年 5 月】業務名:町民体育館解体工事等設計業務
契約の方法:指名競争入札 契約金額:110 万円
- 【2018 年 7 月】業務名:学校給食センター実施設計業務
契約の方法:指名競争入札 契約金額:2140 万円
- 【2019 年 3 月】業務名:新庁舎建設基本設計公募型プロポーザル業務
契約の方法:随意契約 契約金額:2000 万円
- 【2019 年 4 月】業務名:学校給食センター施工監理業務
契約の方法:随意契約 契約金額:1200 万円
- 【2019 年 7 月】業務名:いきいきスポーツ公園管理棟建築工事監理業務
契約の方法:随意契約 契約金額:126 万 6 千円
- 【2020 年 5 月】業務名:富士川町新庁舎建設実施設計業務委託
契約の方法:随意契約 契約金額:8710 万円
- 【2021 年 1 月】業務名:道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事基本設計業務
契約の方法:指名競争入札 契約金額:316 万円
- 【2021 年 2 月】業務名:新庁舎省エネルギー性能 (BELS) 評価申請業務
契約の方法:随意契約 契約金額:30 万 1 千円
- 【2021 年 4 月】業務名:道の駅富士川加工室増築工事及び店舗改修工事实施設計業務
契約の方法:随意契約 契約金額:721 万円
- 【2021 年 4 月】業務名:富士川町農業体験宿泊施設建設工事設計業務
契約の方法:指名競争入札 契約金額:520 万円
- 【2021 年 8 月】業務名:道の駅富士川農産物加工所増築他改修工事監理業務
契約の方法:随意契約 契約金額:323 万 5 千円
業務名:富士川町農業体験宿泊交流施設建設工事監理業務
契約の方法:随意契約 契約金額:68 万 4 千円

※事件発生後、2021 年 8 月の業務 2 件は、業務継続不能のため契約を解除した。

◆富士川町の契約及び競争入札制度の現状

○一般競争入札

地方自治法及び同法施行令（以下「関係法令等」という。）に基づき、広く業者を募って競争入札を行う契約方法で、富士川町一般競争入札事務処理要領に基づき次のとおり事務執行を行っている。

対象工事：予定価格 1 千万円以上

入札の方法：次のとおり実施する

(1) 予定価格が 2 億円以上の工事は通常一般競争入札とする

(2) 予定価格が 2 億円未満の工事は一般競争（事後審査型）入札とする

上記の規定にかかわらず 2 億円未満の工事においても技術的難易度を求める場合及び、特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札とする。

富士川町一般競争入札事務処理要領については、平成 24 年 9 月から適用され、執行されてきたが、実情は指名競争入札を予定価格おおむね 1 億円未満と定めていたため、1 億円以上の事業でしか行われてこなかった。よって、年間 1～2 件程度の執行となり、平成 24 年度導入以降の執行件数の累計は 13 件で、すべて特定建設工事共同企業体による通常一般競争入札であった。

◎参考（県内の市の状況）令和 3 年 1 1 月調べ

工事	130 万円以上	甲斐市、笛吹市
	500 万円以上	上野原市
	1000 万円以上	甲府市、南アルプス市
	2000 万円以上	都留市
	3000 万円以上	富士吉田市、韮崎市、北杜市、中央市
	5000 万円以上	山梨市、大月市、甲州市
委託	50 万円以上	甲斐市、笛吹市
	500 万円以上	南アルプス市
	1000 万円以上	韮崎市、上野原市
	2000 万円以上	北杜市
	3000 万円以上	甲府市、富士吉田市
物品	80 万円以上	甲斐市、笛吹市
	200 万円以上	甲府市
	500 万円以上	南アルプス市
	1000 万円以上	韮崎市、上野原市
	2000 万円以上	北杜市
	3000 万円以上	富士吉田市

○指名競争入札

関係法令等に基づき業者を指名して競争入札を行う契約方法で、富士川町指名競争入札事務処理要領に基づき、次のとおり事務執行を行っている。

対象事業：予定価格 おおむね 1 億円未満

指名業者の数：財務規則第 186 条では、5 者以上

事務処理要領では次のとおり定めている。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 予定価格が 500 万円未満 | 5 者以上 |
| (2) 予定価格が 500 万以上 5000 万円未満 | 6 者以上 |
| (3) 予定価格が 5000 万円以上 | 8 者以上 |

指名競争入札の運用については、ほとんどの事業が指名競争入札であり、年間執行件数も令和 2 年度実績は、133 件であった。また、富士川町指名競争入札事務処理要領の第 3 条（対象事業）には、（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）が明記されており、中小企業の受注拡大のため、指名競争入札が運用されてきたことが伺える。

◎参考（県内の市の状況）令和 3 年 1 1 月調べ

工事	500 万円未満	上野原市
	1000 万円未満	甲府市、南アルプス市
	2000 万円未満	都留市
	3000 万円未満	富士吉田市、韮崎市、北杜市、中央市
	5000 万円未満	山梨市、大月市、甲州市
委託	500 万円未満	南アルプス市
	1000 万円未満	韮崎市、上野原市
	2000 万円未満	北杜市
	3000 万円未満	甲府市、富士吉田市
物品	200 万円未満	甲府市
	500 万円未満	南アルプス市
	1000 万円未満	韮崎市、上野原市
	2000 万円未満	北杜市
	3000 万円未満	富士吉田市

※なお、指名競争入札の下限は、法令等で定める随意契約の金額となる。

○指名選考委員会

富士川町建設工事等請負業者指名選考委員会要領に基づき、次のとおり指名競争入札の参加業者の審査や選考を行っている。

委員構成：副町長、会計管理者、政策秘書課長、財務課長、管財課長、土木整備課長、都市整備課長、上下水道課長、案件のある担当課長

委員会の所掌事務

- (1) 一般競争入札の参加資格を定める場合の当該資格の適否
- (2) 一般競争入札の入札参加申請者の審査
- (3) 指名競争入札の場合の当該入札方式の適否
- (4) 指名競争入札の場合の指名業者の選考

秘密の厳守：審議は公開しない

会務の決定：2分の1以上が出席し、過半数の同意をもって決定する

富士川町では、指名業者数の基準、委託業務における有資格者数を定める基準を定め、町内の業務実績や指名回数を用いて選定している。

よって、町内の業務実績や指名回数を重視したため、指名業者が偏り結果として受注業者が固定化された。また、秘密の厳守を理由に会議録を保存してこなかった。

○随意契約

関係法令等に基づき、一般競争入札や指名競争入札によらない契約方法であり、富士川町随意契約事務要領及び富士川町随意契約ガイドラインに基づき、随意契約を行っている。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による少額随意契約の金額

工事：130万円未満 委託：50万円未満 物品：80万円未満

同法施行令第1項第2号から第9号までに該当する場合については、上記の金額によらないことができる。

富士川町では、令和2年度実績で520件の随意契約を行った。これは、富士川町における契約行為の大半を占めており、契約行為の透明性の観点から、520件のうち上記金額（少額随意契約）を超える同法施行令第1項第2号から第9号までに該当する契約行為について、透明性を確保する観点から、適用理由を令和3年4月以降、公表を行っている。

◎参考（県内市の状況）令和3年11月調べ

荏崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市は上記金額と同額である。

工事：富士吉田市、甲州市は100万円未満。上野原市は50万円未満である。

委託：大月市は130万円未満。北杜市は150万円未満である。

物品：甲府市、都留市、上野原市は50万円未満。甲州市は20万円未満である。

○過去5年間の契約及び競争入札の内訳

・随意契約一覧表

年度	年間保守	工事	委託	物品	計
令和2年度	158件	157件	142件	63件	520件
令和元年度	206件	169件	136件	45件	556件
平成30年度	196件	166件	139件	34件	535件
平成29年度	201件	167件	99件	43件	510件
平成28年度	210件	161件	106件	37件	514件

※地方自治法施行令第167条の2第1項による随意契約の集計

・一般競争入札と指名競争入札の別

年度	一般競争	指名競争	計
令和2年度	0件	133件	133件
令和元年度	4件	115件	119件
平成30年度	2件	158件	160件
平成29年度	1件	151件	152件
平成28年度	0件	140件	140件

※一般競争入札の執行は、特定建設工事共同企業体による通常一般競争入札

・業務別の競争入札の内訳

年 度	全体		委託		物品		工事	
	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数
R2	92.4%	133件	92.9%	40件	79.1%	26件	97.2%	67件
R元	94.6%	119件	91.4%	32件	87.4%	8件	96.6%	79件
H30	94.7%	160件	92.7%	45件	94.1%	9件	97.8%	106件
H29	93.6%	152件	87.5%	43件	91.4%	8件	96.4%	101件
H28	91.8%	140件	92.1%	42件	91.1%	10件	91.8%	88件

※落札率は、全件数の平均値を掲載する

3. 発生事件の原因及び入札制度等の問題点

(1) 発生事件の原因

今回の官製談合防止法違反については、3つの事業「学校給食センター」、「道の駅富士川加工室増築及び店舗改修」、「平林農業体験宿泊交流施設」の設計業務の指名業者選考において、前町長からの不当な指示に職員が応じ、それぞれ業者の入れ替えや業者指名を行ってしまったことが要因の一端である。これは、前町長の倫理性や職員の規範意識の欠如もあるが、不当な指示に対抗するための明確なルールが、曖昧であったことが原因であると考ええる。

(2) 入札制度等の問題点

①入札の方式について

・一般競争入札

競争入札の原理原則については、一般競争入札であるため、富士川町一般競争入札事務処理要領を平成24年9月に策定し執行している。しかし、地元企業の保護・育成（官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律）などを理由に、1億円以上の大型工事のみでしか執行してこなかったため、平成24年度以降10年間の実施件数は、累計で13件と非常に少ない状況である。また、13件の大型事業は、すべて特定建設工事共同企業体による通常一般競争入札であるため、多くの職員は一般競争入札を特別な大型工事で実施するものという意識になっていたものと考ええる。このことから、職員の原理原則は一般競争入札であるという意識の希薄化が伺える。

・指名競争入札

指名競争入札では、長年実施してきたことから、事務処理の方法などに問題はないものの、対象工事が予定価格おおむね1億円未満であったため、ほぼ全ての工事で指名競争入札が実施されてきた。

平成24年9月に策定した富士川町一般競争入札事務処理要領で、「一般競争入札の対象事業は、1千万円以上である」とされたが、指名競争入札の対象工事「予定価格おおむね1億円未満」は、変更しなかった。

このことから、指名競争入札は、年間130件前後で実施され、地元業者の保護・育成や受注拡大の範疇を大きく逸脱しており、長年続けてきた指名競争入札において、指名業者の偏りや受注業者の固定化の原因となっている。また、そのことに問題意識や疑問を生じてこなかった組織体質にも問題があると考ええる。

なお、指名競争入札制度自体は、関係法令等で定められているとおり、全国の市町村で執行しているため、適正な執行、透明性・公平性のあるものであれば問題はないと考ええる。

・随意契約

随意契約については、競争入札と違い、事務の簡素化が図れるなど、富士川町のような小さな町では、簡素化によるメリットは大きい。しかし、安易な選択による執行が多いため、国・県の通知により、入札及び契約の透明性の向上を図ることとされている。

富士川町でも、このことから令和3年4月より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する案件の公表を始めている。

随意契約は、毎年500件以上の契約を締結しており、より透明性の確保やチェック体制の強化を図る必要がある。

②指名選考委員会

指名選考委員会の委員は、町長を除く副町長以下、課長で組織され、一般競争入札の入札参加申請者の審査並びに指名競争入札の適否及び指名業者の選考を行っている。その審議は非公開で行われ、審議内容は秘密を厳守しなければならないこととされている。

業者の選考においては、財務規則や建設工事等請負業者選考委員会要領で、予定価格から業者数の基準や有資格者数を定める基準があり、町内工事の施工実績及び指名回数により行われている。また、審議内容は、秘密厳守を理由に会議の記録を保存してこなかった。

この町内の施工実績及び指名回数については、品質確保や信用度としての指標になるものの、業者が偏る傾向になる。本来、不当な指示や介入を防ぐための組織的な機関であるにも関わらず、その機能を果たせなかったことは、非常に残念であり、その行為に問題や疑問に思わなかった組織及び職員の意識も問題であると考ええる。

③建設工事等に係る入札結果の公表

入札結果等については、契約締結後、町広報誌及びホームページを通じて、入札結果一覧表として掲載し、管財課窓口においても閲覧をしている。随意契約においても、少額随意契約金額以上の契約行為を町ホームページに令和3年4月から掲載を始めた。しかし、入札及び契約の結果の公表であり、その過程の公表ができていない。

国では、毎年、総務大臣及び国土交通大臣連名による「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」の通知があり、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保を図ることとされている。

④電子入札制度について

入札事務については、紙ベースであるため、手続きや申請書類の提出が、郵送及び持参による処理が行われている。また、入札執行日には、多くの業者が会場に集

まに行われるため、最近では、コロナ感染症のリスクを回避するため、控室を複数準備する必要があり、受注者及び発注者ともに負担を強いられている。

こうしたことから、事務手続きの効率化及び迅速化を図るためにも、電子入札システムの導入が必要であると考えるが、執行件数が少ない市町村では、導入費用が多額であるため、導入費用に対する費用対効果や費用の軽減が課題である。

(3) 入札制度等のチェック体制の現状と課題

入札制度等のチェック体制については、入札執行前に業者の選考や執行方法等を審査する際に、指名選考委員会を行い、入札執行後には、監査委員による定例監査及び決算審査、又、議員による決算特別委員会などにより実施されている。

今回の事件は、競争入札執行前のチェック組織である指名選考委員会において、チェック機能が働かなかったことが問題であり、事件の発覚が警察の捜査によるもので、自ら不正を正したのではなく自浄作用ができていないことである。

今回の実態調査を通じて、関係法令等に基づく事務執行はもちろんのこと、運用面での明確な基準ルールを定めるとともに、第三者の目による監視検証強化が必要である。

4. 本件事案の発生後の富士川町の取組み

◆入札制度等あり方検討会・・・12月15日、23日、1月5日、13日

町幹部職員が、計4回の検討会を実施し、2つの改革案を取りまとめた。

○第1案：一般競争指名競争入札併用型

【一般競争入札】

対象事業 工事：予定価格1000万円以上

委託及び物品購入：予定価格500万円以上

入札方法 一般競争入札（事後審査型）とする

※技術的難易度が高く業者及び配置技術者の実績を求める場合及び特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札を実施できる

【指名競争入札】

対象事業 工事：予定価格1000万円未満

委託及び物品購入：予定価格500万円未満

指名業者数

予定価格500万円未満 5者以上

予定価格500万円以上1000万円未満 6者以上

予定価格1000万円以上 7者以上

※下限は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の額とし、予定価格が1000万円以上であっても、その事業の特殊性などを考慮し、指名競争入札を可能とする。

○第2案：一般競争入札のみとする

対象事業：1000万円以上

入札方法：予定価格に応じて実施

(1) 予定価格が2億円以上の工事は通常の一般競争入札で実施する

(2) 予定価格が2億円未満の工事は一般競争入札（事後審査型）で実施する

※なお、2億円未満の工事においても、技術的難易度が高く配置技術者の実績を求める場合及び特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札を実施する。

◆職員研修

今回の事案を受けて、契約及び入札制度の再確認を図るため、一般競争入札、指名競争、随意契約入札の関係法令等など、全職員を対象とした研修会を実施した。

・・・1月27日、28日

また、4月以降の暫定的な入札制度の確認徹底を図るため、全職員を対象とした研修会を実施した・・・5月11日

◆町内建設業者 4 業種（土木、建築、電気、水道）代表者との意見交換会

事件についてのお詫びと入札制度改革案に対する意見交換会及び協力依頼を行った・・・2月8日

4月からの暫定的な入札制度について、協力依頼を行った・・・3月14日

◆暫定的な措置としての入札制度について

富士川町では、事案発生後、12月以降計3回の入札を、現行制度のまま24件の指名競争入札を執行してきた。しかし、新たな入札制度の構築が遅れることで、町民の更なる不信感を増やさぬよう、4月以降に実施する入札制度は、一般競争入札の対象範囲を拡大することとし、現行制度の大幅な変更の必要がない、入札制度等あり方検討会で取りまとめた第1案の「一般競争指名競争入札併用型」を暫定措置として、適用させることとした。また、指名競争入札の指名業者一覧表には、業者の選定理由の添付を義務付けることにした。

なお、契約及び入札の公表については、関係法令等の規定に基づき、公表方法の検討を行っている。

【一般競争入札】

対象事業 工事：予定価格 1000 万円以上

委託及び物品購入：予定価格 500 万円以上

入札方法 一般競争入札（事後審査型）とする

※技術的難易度が高く業者及び配置技術者の実績を求める場合及び特定建設工事共同企業体による場合は、通常一般競争入札を実施できる

【指名競争入札】

対象事業 工事：予定価格 1000 万円未満

委託及び物品購入：予定価格 500 万円未満

指名業者数

予定価格 500 万円未満 5 者以上

予定価格 500 万円以上 1000 万円未満 6 者以上

予定価格 1000 万円以上 7 者以上

※下限は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の額とし、予定価格が 1000 万円以上であっても、その事業の特殊性などを考慮し、指名競争入札を可能とする。

5. 再発防止策の提言

今回の事件を検証した結果、前町長と小林所長の違法行為であることは明白であるが、職員についても、前町長からの不当な指示により、業者の入れ替え等に応じてしまったことは否めない。したがって、不当な関与があった場合の改善策を図ることにより、再発防止に繋がるものとする。

しかし、今回の事件の発覚が、職員の内部通報ではなく第三者である警察の捜査であることを鑑みると、職員の規範意識の欠如、リスク管理の体制などについても、見直し改善する必要があるものとする。

また、長年の慣例により続けられてきた競争入札について、関係法令等と照らし合わせても、不備不十分の点が多々見られることから、その点についても抜本的な改革をする必要があるため、次の提言を行う。

(1) 入札の基準の変更

①入札の方法について

・一般競争入札

一般競争入札については、関係法令等に基づく原理原則を踏まえた適正な執行を図るため、対象事業の拡大を進めるとともに、将来を見据えた電子入札システムの導入に向けた研究検討を進めること。

なお、本年4月以降、暫定的に進めている一般競争入札の対象事業1千万円以上として執行しているが、競争入札の原理原則は一般競争入札であるため、電子入札システムの導入と併せて適正な執行を図ること。

・指名競争入札

指名競争入札では、関係法令等に基づく特例的な制度であることを十分に理解するうえで、「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」及び「富士川町中小企業及び小規模企業振興基本条例」に配慮しつつ、透明性・公平性のある適正な執行を図ること。

・随意契約

随意契約については、関係法令等に基づき、少額及び特例的なものなど、適正な執行を図るとともに、更なる透明性の向上に努めること。

②指名選考委員会

指名競争入札においては、業者選定をする際の明確な基準を作成して、指名選考委員会において、業者の選考を行うこと。また、業者の選考基準や選考過程の記録を取りまとめたうえで、公表など透明性の向上に努めること。

なお、今回の事件は、この請負業者の選考会議の前後で起こった案件であることを踏まえ、今後想定されるあらゆるリスクに備えた対応を図ること。

③建設工事等に係る入札結果の公表

現行の建設工事等に係る入札結果等公表要領と関係法令等の精査を行い、入札及び契約行為の更なる透明性の向上を図るとともに、公表によるチェック機能が保たれるよう再発防止策に繋げること。

(2) 電子入札制度

今後、透明性、公平性が求められる競争入札の執行について、書類作成などの事務処理の効率化及び迅速化を図るため、電子入札システムの導入に向け、検討を進めるとともに、入札制度のチェック体制の強化に努めること。

(3) 総合評価方式

公平性及び透明性を担保する前提で進める、地域の活性化及び地元中小企業の育成に配慮した、政策連携型の総合評価方式による入札方法を構築すること。

政策連携型の総合評価方式の評価項目には、富士川町の政策課題と連携する環境対策、男女共同参画の推進、障害者雇用及びSDG sなどを含めること。

(4) 入札監視等の強化

①選定基準の公表

早急に指名業者の選定・選考の明確な基準を策定するとともに、入札及び契約過程の公表方法の構築を図ること。

②検証作業と外部監視

入札制度等の見直し検証を定期的に行うための機会の創設並びに、第三者による入札監視委員会の設置を検討すること。

③監査委員及び町議会の対応

更なる二重三重のチェック体制の強化を図るため、監査方法や議会の監視体制の検討再確認をお願いしたい。

(5) 意識改革及びコンプライアンス研修の実施

今回の事件は、前町長と小林所長が共謀して行ったものであるが、入札に対する介入は、町長、議員、職員であっても、起こり得るものであるため、あらゆるリスクを想定した再発防止の対策を講じるように、定期的にコンプライアンス研修を実施すること。

また、富士川町では、政治倫理条例が、令和3年3月に制定されていたにも関わらず、自浄作用が働かず、非常に恥ずかしい限りである。このことを踏まえて、条例の

見直し検証を図ること。

(6) 公益通報者の相談窓口の設置及び公益通報者保護制度の創設

不当な指示や介入があった場合の対応として、外部有識者による公益通報者の相談窓口を設けること。また、組織として不当な介入の防止に努めるとともに、法律に則り公益通報者の保護をすること。

(7) 防止策の戦略計画の策定と公表

再発防止策については、答申内容を達成実現するため、その行動計画や実行計画を戦略的に進める必要がある。実行計画では、年度目標を定め、達成状況の検証を行うとともに、その検証結果を公表すること。

6. その他の検討課題

(1) 補助金制度の改革と現行制度を踏まえた対応策

補助金申請の前段階で、事前に提出する要望書において、精度の高い図面や概算費用が必要となっている。

専門職員のいない富士川町では、設計業者にその業務を依頼することとなるが、補助金の採択前に予算措置することは、非常に厳しいのが実情である。

また、拙速な業者依頼により、人間関係が構築されるなどの競争入札に支障を及ぼす恐れがある。

この現状を踏まえた対応策としては、専門職員の配置や事前業務の予算措置が考えられるが、どちらも財政的に厳しく対応は難しい。

そこで、国・県の専門職員が対応するような仕組みの要望や市町村が、共同でその組織を構築するか検討する必要がある。

いずれも、町単独で解決できる案件ではないため、国や県を巻き込んだ検討・要望を図ること。

(2) 前町長への訴訟の検討

昨年11月に事件が発生し、町のトップが逮捕されるという前代未聞の事態となり、行政に対する町民の信頼を大きく損ねるものとなった。そこで、公共の利益を損なう非常に悪質な違反行為に対して、前町長や小林所長に対して、金銭的な賠償を求める請求を視野にいて、検討する必要がある。

おわりに

今回の事件は、現金の授受が伴う総合建築設計事務所代表小林一と前富士川町長志村学の間で行われた官製談合防止法違反と加重収賄罪であり、町長の権限立場を利用した悪質な行為であるとは明白である。しかし、職員も業者の入れ替えなど、不当な指示に従ったことは事実であり、長年の慣例の中で、規範意識の希薄化や欠如があったものとする。この違法行為を防げなかったことについては、大いに反省すべきところであり、早急に再発防止に取り組む必要がある。

そこで、本委員会は、このような忌々しき事態を二度と起こさないよう、事実関係その他実態把握をするとともに、再発防止に向けた入札制度等の改革の提言をした。

本提言の趣旨を十分理解し、今回の事件が個人の資質の問題であるなどとの安易な考えを捨て、同様の不祥事が再び起こらないよう、常に危機感を持ち町民の信頼回復のため、本提言が早期に実現されることを念願するものである。

最後に、地方自治の主役は町の皆さん自身であることを肝に銘じ、町長以下行政に携わる職員一丸となって、失われた信頼の回復に努め、真摯な取り組みをすることを懇願する。

令和4年 7月22日

官製談合再発防止に係る第三者委員会

委員長 江 藤 俊 昭

委 員 土 橋 順

委 員 若 尾 和 成